

# 肥後国天草における天領の成立過程

一 代官 鈴木 重成・重辰を中心にして――

直 村 上

## はじめに

江戸幕府権力の確立過程において創設された直轄地は、直接、生産物地代を生み出す土地を主体としていたことはいうまでもないが、商品流通や交通の結節点である都市・港湾・河川、さらに貨幣の原材料である金銀、主要輸出品である銅を産出する鉱山、築城、都市建設の木材を提供する山林地帯なども直轄の対象としていた。したがつてこの直轄地の多様性と諸大名に対する量的な優位が、結局、幕府権力を支える有力な条件になつていたといふことができる。<sup>(1)</sup>

幕府の貢租徵収地としての直轄地は、御料所、御領あるいは、俗称、天領といわれているが、徳川蔵入地を発展し、幕府権力の基礎として拡充されていった天領は、すでに慶長十年代には二百二、三十万石に及び、その後、元和・寛永期を経て、元禄・正徳期には四百万石にも達しているのである。<sup>(2)</sup>

幕藩体制下における天領の形態や内容には、いくつかの特殊性がみられる。

幕府権力が未だ不安定な初期幕政の段階においては、在地土豪層の系譜を引く、世襲的給人代官が多くを占めており、かれらは自ら手作や陣屋周辺の諸村に夫役を課し、所謂、陣屋支配によりながら年貢の地払いや江戸収納を直接の任務としていた。<sup>(4)</sup> このような段階においては、年貢請負的性格をもつた代官は、ある程度の恣意的農民支配が許容されている。しかしながら、生産物地代の剩余収奪という目標が前面に打出さ

れてくれる、代官の職能も変化し、寛永二十二年一月の代官法令により、手作や地払いの禁止とともに年貢・夫役の徴収を主眼とする天領の支配原則が明確化されることになったのである。

幕府の職制は、ほぼ寛永十年代に整備されたということができるが、幕府三奉行および遠国奉行制度と同時に、天領農村に対する地方支配機構も整えられたといつてよい。寛永十三年十一月、勘定頭の職掌が確定し<sup>(5)</sup>、同十九年には幕府の財政会計を管掌することによって、老中一勘定頭(奉行)——郡代・代官の統一した指揮系統が整備されることになるのである。このことは、結局、寛永期以降に促進される小農民自立によつて、給人代官の再生産の基礎が解体し、それとともに、従来の代官の支配機構の限界により、やがて在地性を払拭し、土豪的給人代官を排除することによって、代官の江戸定府による農政官僚化(徴租官僚化)を促進することになったといえるのである。

このような初期幕政の動向を背景として、天領の代官所の設置については天正十八年以後、陣屋支配が行われた関東を除くと、寛永年間までに、第1表の地域をあげることができる。勿論、これらの地域は代官の任命時期を基準にしているため、実際には、天領はさらに多くの地域に散在しており、また設置の年代の上限も逆上の地域もあつたと思われる。本稿においては、とくにこれら全般的な幕政の推移に照応し、幕府直轄地の最西端、天領天草について、初代代官鈴木三郎九郎重成、二代代官鈴木伊兵衛重辰を中心に考察を加え、あわせて天領成立過程の一端を明らかにしたいと思うのである。

第1表 代官陣屋・設置年代(寛永年間まで)

代官	陣屋	設置年代
出羽国	尾花沢	寛永13年
出羽国	寒河江	寛永13年
越後国	出坂	元和2年
信濃国	下切(三葦島)	元和8年
伊豆国	島駿中赤	元和5年
伊豆国	大京大字生	天正18年
伊豆国	大倉日長	天正18年
伊豆国	天長6年	天長6年
伊豆国	天正11年	天正11年
伊豆国	天正18年	天正18年
伊豆国	天正19年	天正19年
伊豆国	天慶6年	天慶6年
伊豆国	寛永5年	寛永5年
伊豆国	元和6年	元和6年
伊豆国	和永5年	和永5年
伊豆国	元和6年	元和6年
伊豆国	天慶元年	天慶元年
伊豆国	寛永元年	寛永元年
伊豆国	元和元年	元和元年
伊豆国	天慶元年	天慶元年
伊豆国	寛永元年	寛永元年
伊豆国	肥前國	寛永18年
伊豆国	肥後國	寛永18年

注(1)

北島正元『江戸幕府の権力構造』一八九頁。  
新井白石『折たぐ柴の記』(岩波文庫本)九九頁。北島正元『日本史概説』II 七九頁。村上直『天領』一七一九頁。

注(2)

古島敏雄『近世経済史総論』(『日本経済史大系』3近世上)二四頁。

注(3)

古島敏雄『近世経済史総論』(『日本経済史大系』3近世上)二四頁。

注(4)

古島敏雄『近世経済史総論』(『日本経済史大系』3近世上)二四頁。

注(5)

「御当家令条」「徳川禁令考」(児玉幸多『近世農政史料集』1、江戸幕府法令上)三三頁)。このうち六条「御代官所にて手作無用事、但新田ひらき候場は、御勘定所之断、其上可申付事」七条「御年貢米下知なくして、其所ニテ払申間敷事」とある。

注(6)

「大猷院殿御実紀」卷廿九(『新訂増補国史大系39徳川実紀第二編』六九三頁)。

注(7)

「大猷院殿御実紀」卷五十一(『前提書40徳川実紀第三編』二八四頁)。北島正元『江戸幕府の権力構造』三四七・三八頁。藤野保『徳川幕閣』一五六頁。

## 島原・天草の乱と天草支配

近世初期、北九州、肥前国島原半島、肥後国天草島は、周知のごとく

キリスト大名有馬晴信・天草種元・小西行長らの所領であつたため、多くの信徒や、また、これら改易大名の牢人が土豪として在住していた地域である。ところで、徳川氏の霸権を確立した慶長五年の関ヶ原戦後、同八年には肥前国唐津城主沢志摩守広高が天草全土を所領とし、元和二年に島原半島には、大和国五条より松倉重政が入封し、島原四万石の城主として領内を掌握したが、幕府のキリスト教禁圧政策によつて、キリスト取締を強化する一方、天草ではとくに郡内統一検地によつて四万二千石が確定し、領内農民の掌握が推し進められていった。

天草の民政は、領主寺沢広高・堅高が唐津を居城としたため富岡城に番代（城代）を在城させ<sup>(2)</sup>、直接、担当の任に当らせたが、慶長九年以降には、さらに一町田（河内浦）・本戸（本渡）・栖本に郡代を設置し<sup>(3)</sup>、民政の在地浸透を強めていったのである。天草民政の拠点に富岡を設定したことは、本城唐津に近く、船着に有利な良港を具備していたことに原因するが、天草が島原と共に、水田が少く土地生産性の低位にありながら、長崎を据えて島内の畑作生産を中心とした商品経済の促進に、きわめて優位な地点に位置していたからともいうことができる。すなわち、寺沢氏は本年貢以外、天草の商品流通を藩権力に吸収しよう企図した場合<sup>(4)</sup>、富岡は島内流通路の結接点に位置していたものといえるからである。このように寺沢氏の天草領内行政の浸透は富岡を拠点に三郡代制に基づき展開されていったのであるが、この唐津藩の地方行政において

て、結局、天草農民にとつては藩権力との対立が、本城唐津ではなく、むしろ富岡藩城に向かられる基本的方向を示すことになつたといえるのである。<sup>(5)</sup>

寛永十一年以来、島原・天草地方を襲つた連年の凶作は、農民の窮乏に迫車をかけ、再生産活動を極度な困難におとし入れたが、同十四年十月、年貢納入期を控え、島原半島では南有馬村における代官・農民の衝突を直接原因とし、農民が蜂起したが、これに呼応し天草でも一揆が勃発し、大挙して富岡城に押寄せているのである。

周知のごとく、島原・天草の乱は、天草四郎時貞を指導者として原城に籠城し、攻防を繰返したが、その間には幕府側征討軍の総指揮者板倉内膳正重昌は戦死、ようやく老中松平伊豆守信綱の派遣によつて鎮圧するという、幕府にとつてもキリストを中心とする農民一揆の恐威を改めて認識させた歴史事件であった。この島原・天草の乱は、従来、キリスト弾圧に対抗する宗教一揆と見做されていたが、その本質はあくまでも幕藩体制確立過程における藩権力の全剩余労働の収奪に抵抗する農民一揆であったということができる。結局、この一揆は、寛永十年、軍令の発現の下に幕府の指導によつて出陣した十二万四千といわれる幕藩軍の包囲作戦によつて屈服したのであるが、他方、天草農民においても、近世村落秩序への展開の未熟さと、土豪的農民に組織されねば小農民が結束できなかつたという弱さを内包していくことが指摘されている。<sup>(6)</sup>

寛永十五年二月八日、原城は陥落し、島原・天草の乱は終結したが、この乱の損害について、幕藩軍は「合計千九百九十二人、負傷一万六百五十六人、死傷区分セザルモノ七百廿一人、死傷總計一万三千三百六十

九人トス。此他軍監ノ兵アリ、浪人ノ死傷記載ナキモノ亦多シ」とあり、その数は約一万五千にのぼったことが推測されている。これに対して一揆側も「一揆の首掛置数、壱万八百六拾九、此外男女焼死候ものども五、六千も可有之候か」と、その激烈な抵抗による惨状を示しているのである。乱の平定後、同年四月四日、島原藩主松倉長門守勝家は、六万石の所領の没収され、また唐津藩主寺沢兵庫守堅高も天草四万石が削減され各失政に対する責任的処置がとられたのであるが、上地となつた天草には、上使伊藤大和守、松平主税が富岡へ入城し治安に当り、その間、老中松平信綱は三月三日島原に引上げ、乱後の天草の巡視を行なつてゐる。

松平信綱の島原・天草の乱への派遣は、鎮定よりも、むしろ戦後の処理に積極的意義を見出すべきであるともいわれてゐる。この点からも天草の巡視は、予定の行動であつたとみることができる。同月五日、島原から大矢野、六日、上津浦、七日、栖本、八日、中田、九日、一町田を経て、十日には本戸（本渡）を通り富岡へ到着してゐる。<sup>(10)</sup> こうして信綱は番代、三郡代の所在置を中心に巡視を終り、茂木を経て長崎に至つてゐるが、このとき、平戸に立寄りオランダ商館をも視察した際に、一説によれば、信綱はその倉庫が城郭に似ていることを感じ、秘かに戒心するところがあつたといわれてゐる。<sup>(11)</sup> 信綱の帰府後对外関係を考慮し、また幕政による再乱を防止するため、天草を最西端の天領に組込む方針が最終的に決定されたものと考えられるが、『筑後実記』によれば、寛永十五年五月十三日「宗茂（立花）天草より帰府し召されて將軍に謁し密談あり、事秘して伝はらず。次いで松平信綱・戸田氏鉄將軍に謁す」とあ

（4）林基「島原の乱」『日本歴史大辞典』10所収。深谷克己「島原の乱」<sup>(12)</sup> 恐らくこの間の事情を伝えているものであろう。

松平伊豆守信綱は、將軍家光の側近的性格をもつた老中として土井利勝・酒井忠勝の下で幕閣の中核にあり、<sup>(13)</sup> とくに実父大河内久綱は、関東郡代伊奈氏配下の有力代官であったことからも、天領支配については、それなりの識見をもつて行政を担当していたものと思われる。島原・天草の乱によつて衝撃を受けた幕府権力は、キリストン禁制・制限貿易の強化と共に、天草の直轄化を企図したことは、むしろ当然の措置であつたともいうことができよう。

しかし、天草天領の成立は、乱後、直ちに実現したのではなかつた。まず寛永十五年七月以降、山崎甲斐守家治の所領となり、治安と富岡城の修築に当つたが、在城二年、同十七年四月に至り、家治の讃岐国丸亀への転封を機として、始めて代官支配となり天領が成立したのである。初代天草代官鈴木三郎九郎重成の任命は、天草直轄化の確定とともに老中松平信綱の推輓によるものであることはいうまでもないが、このような天草行政の支配替えは、結局、幕藩体制確立過程における幕府の在地掌握の強化を意図するものであつたといえるのである。

注(1) 松田唯雄『天草富岡懷古録』二頁。総高四万一千石の内、五千石は桑茶、塩浜、網運上を高に加えたものであり、検地によれば三万七千石である。

(2) 番代には、寺沢志摩守広高、兵庫頭堅高二代の間。寺沢熊之助・戸田又左衛門・高畠忠兵衛・川村四郎左衛門・関主水・中村藤左衛門・三宅藤兵衛の七人が在城した。このうち三宅は寛永十四年一揆に敗北し、本戸村広瀬で討死した。

(3) 一町田に中島与左衛門、本戸に九里六左衛門、栖本に石原太郎左衛門が任せられた。

の歴史的意義」『歴史評論』二〇一号、三七頁。天草では、ドアルテ、コレアの手記（『長崎県史史料編第三』）等の史料によると、米麦の年貢の他に、織物・茶・綿・桑・炭山・塩・密柑・木綿・紙・油・覺・杉絵松坂・材木・竹・網・煙草・茄子・薪・道具・釘金物・かなづき・つるのはし・鋤・鍬等の物成化されていたが、大坂藏元・長崎藏屋敷に連絡をとりながら価格差を利用して交易に投入されていた。天草諸島は、島原半島と共に臨海地帯にある。土地生産力の低位による米麦生産の限界を、農民は非自給部分を海を利用して僅少交換の方向へ打開していく。したがって、それは本来的な商品流通ではないが、経済活動を通じて貨幣交換過程を促進していく。しかし、天草においては、農民生産を吸収しつくす領主的流通を中心展開していくたといふことができる。そのため、領主権力が農民經營の生産力に対する抑止力となっていたということができる。

なお、鳥原における苛政については、鶴田八洲成「島原の苛政の実証と本質」『熊本史学』三一号がある。

(5) 深谷克己 前掲論文 三八〇九頁。註(4)で「天草の農民にとつては三宅はいわば領主であり富岡城はその居城であり、漁權力そのものとして意識されたであろう」と指摘されている。

(6) 北島正元『日本史概説』 一一〇頁。

(7) 稲本原城耶蘇乱記、海老沢有道『天草四郎』二三〇頁。

(8) 『一揆籠城之刻日々記』岡田章雄『天草時貞』三〇八頁。

(9) 寛永十四年十二月三日、信綱は江戸を出発、これより先、十二月一日には戸田左門氏鉄が出発している。この上使の派遣は、一揆鎮圧後の処分につき指揮させようとする幕府の方針により行われたものである。しかし、大坂において戦況が少しもはかどっていないことを知り、この鎮定を板倉にまかせておけないと考えたという（岡田章雄前掲書）。

(10) 松田唯雄『天草富岡懐古錄』一一页。

『天草の歴史』（一一六頁）によると「三月十一日、信綱は三角をへて大矢野島に渡り、さらに上島に渡つて各地を巡視した上、その夜は栖本に泊つた。翌日は、まず本戸におもむき、本戸からは海路で中田に上陸、さらに一町田に至つた。そして十五日は再び船に乗つて富岡

に行き、富岡で一泊の上、長崎へ向つたのであつた」とあり、信綱の日程が違つてゐるが、これは誤りと思う。なお、「寛政重修諸家譜」卷第二百五十六、松平信綱『新訂寛政重修諸家譜』第四 四〇二（三頁）によると、「四月三日松倉長門守勝家、寺沢兵庫頭堅高を小倉に招き、封内の政法よろしからずして、かかる始末に及びし越度により、勝家は森内記長継に、長男右近重頼は生駒壹岐守高俊にめし預けられ、堅高は天草領四万石を削らるるのむね、上使太田資宗をよび戸田氏鏡とともに嚴命をつたぶ。帰路京師をよび駿府に過り、久能山の御宮にまうで、五月十二日帰府す。十三日父子當にのぼりて拝謁し、道服五領を献ず。退出の後めされ平川口より二丸に登城し、かの地の始終を言上して深更に及ぶ」とある。

(11) 藤野保「松平信綱と阿部忠秋」（『江戸幕府』上巻 一六一頁）。村上直『天領』四六五頁。

(12) 松田唯雄 前掲書 一一頁。

(13) 寛永十年三月 信綱らは六人衆を構成 門閥老中に對置させ、これを牽制し政治の中核に介入する位置にあつた。同年十月より老中となり、新興官僚として漸次、確固たる地位を築きつあつた。

### 天領天草の成立

九州における天領の成立は、慶長五年、関ガ原の戦以降、徳川氏の霸権確立にともない拡充されていったといえるのである。豊臣秀吉は天正十六年、教會領化した長崎を没収し、鍋島飛騨守直茂を代官に任じ太閤蔵入地の一環に組込んでいるが、文禄元年には村山等安を代官に登用しているのである。他方、豊後ににおいても慶長六年、六万石が大名預所となつてゐるが、元和年間の大名の改易・転封によつて、漸次天領が設定されているのである。とくに寛永十六年、日田郡夜開郷永山下に永山布政所が設置され、代官小川藤右衛門正慶・小川九郎右衛門政重によつて天領支配が行なわれ、ついで明暦二年以降に、大分郡高田郷高松に高松

布政所が設置されることによって、天領行政は促進されることになつた。<sup>(1)</sup> このように長崎、豊後を中心とした九州天領は、さらに天草の直轄化によつて、一層拡充されることになるのである。

寛永十六年十月一日、鈴木重成は幕命によつて天草の地に赴任していくが、正式に代官の就任は、同十八年九月十九日である。重成の祖は『寛政重修諸家譜』によれば、松平清康・広忠および徳川家康に歴従した譜代の臣であるが、父忠兵衛重次は、慶長五年関ヶ原戦出陣後、三河国加茂郡において五百石を給されている。<sup>(2)</sup> この重次の三男、重成は三河国東加茂郡則定郷盛岡村に生れ、慶長十九年には、家康に勤仕し、後大坂の陣に出陣し、慶長二十年三月には次のような知行地が宛行われている。

參河國賀茂郡御藏村百九拾武石四斗七升、摺村之内七石五斗三升、都合武百石之事宛行畢、全可三領知者也、仍如レ件  
慶長廿年三月廿七日

鈴木三郎九郎

家康（黒印）

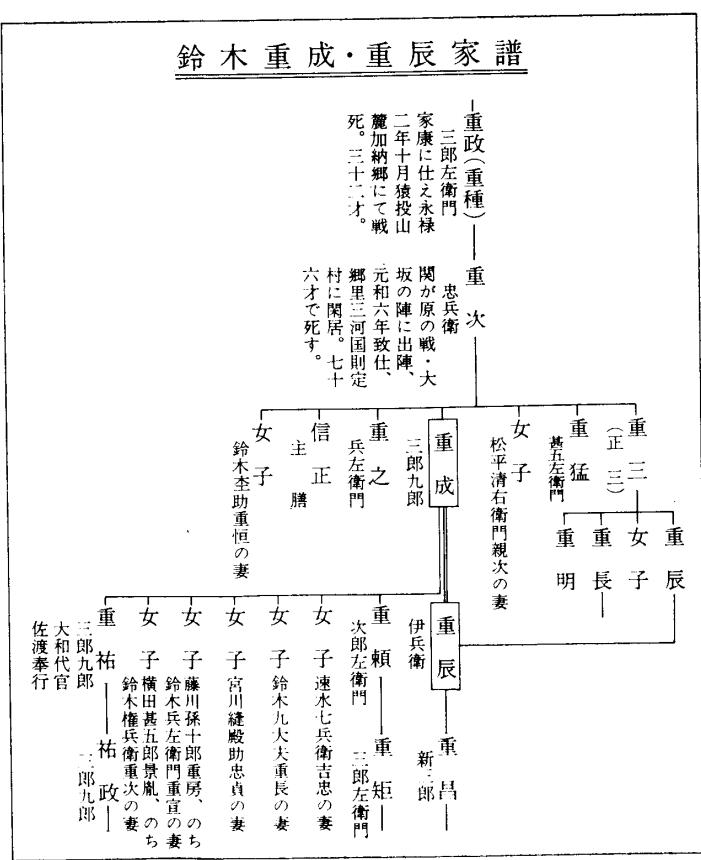
ついで「駿河において東照宮に勤仕し、小十人に列し、<sup>(徳川家康)</sup>元和二年家を継、さきにたまふ所の采地を合せて七百石を知行し、寛永二年七月二十七日御朱印を下さる」とあることから、重成は幕府の小十人として知行地七百石が給されていたことを知るのである。

この間における鈴木重成は、元和五年將軍秀忠に供奉し上洛の途次、三河国の農民が代官黒柳寿覚の非違を直訴した際、中根喜蔵とともに検使の任に当つている。<sup>(5)</sup> 黒柳代官は三河国における有力代官であるが、幕府は農民の弾劾権を認めることによつて、天領の直接支配の貫徹を企図

しているものであり、この糾明には小十人の重成らが当つたことが窺知されるのである。

鈴木重成は、寛永二年、知行地七百石が増加すると共に信濃国の伐木目付を命ぜられている。ついで翌三年には御納戸頭に任せられ、同五年には上方代官となり、さらに翌六年には摂津・河内両国堤奉行を兼ね、水利土木を松浪五郎右衛門とともに管掌したといふ。<sup>(6)</sup>

これらによつて、すでに鈴木重成は天草赴任前において、納戸頭・上方代官・摂津・河内堤奉行を歴任しており民政に精通していることが明らかにされている。したがつて天草天領の創設に伴なう重成の登用は、その地にされてゐる。



「寛政重修諸家譜」により作成

方支配の評価によることも一因であつたということができる。ある。

しかし、天草代官としての直接の動機は、「(寛永)十四年肥前国において耶蘇の徒、蜂起のとき男重辰をともない、松平伊豆守信綱にしたかい、かの地におもむき、落城のとき男重辰をともない、松平伊豆守信綱にしたかの後重成なをかの地にとどまりしかば、其軍功を老中に告るのむね信綱書をあたえてこれを賞す。十六年十月朔日肥後國天草荒廃の地開発のことをうけたまわり、かの地におもむく、十八年九月十九日、天草の代官職となる」とあるように松平信綱に従い、重成が島原・天草の乱に出陣したことである。江戸出発に際し、信綱の統率下の幕府軍は千五百六十人、乗馬九十疋、同じく戸田氏鉄は三千五百五十人、乗馬百八十疋であつた。信綱は大坂において戦況の不利を知り、俄かに反乱鎮定の指揮を予感したといわれ、大坂城内の大砲・玉薬を調達し、砲術家の鈴木三郎九郎らを加えて再編成を行なつて、したがつて上方代官として大坂在住の重成は砲術にも精通しており、むしろ、そのために島原・天草への出陣の動機となつたといふことができる。

初期代官は、多くが地方功者として重要な役割を果して、いたが、寛永段階には役方と番方の性格を兼ねながら、民政に参画していた者がみうけられる。この点からも鈴木重成の任用は、封建地方官僚への代官の過渡的性格を示して、いたといふことができる。『大歎院殿御実紀』には、「寛永十八年九月二十日、元方納戸頭鈴木三郎九郎重成天草の地を代官せしめらる」と記してある。

注(1) 村上直『天領』四五四／五九頁。

(2) 『寛政重修諸家譜』卷第千百五十四。鈴木重次(『新訂寛政重修諸家

譜』第十七 四一五頁)。なお、天草代官鈴木重成については、松田唯雄『天草富岡懷古錄』(昭和八年刊)。本渡教育委員会『天草の歴史』、『鈴木神社由緒』等に記載されている。

古文書。中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之二、一〇頁。

(3) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。松田唯雄『天草富岡懷古錄』(一六頁)によると、大坂の陣「凱旋の後、知行三百石宛の御朱印を賜ふた。依つて父子の所領合して九百石となつたのである(尤も天草下向の際は千石だったと云はれて居る)」とある。

(4) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。松田唯雄『天草富岡懷古錄』(一七頁)。

(5) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。松田唯雄『天草富岡懷古錄』(一七頁)。

松田唯雄 前掲書 一七頁。

(6) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。

岡田章雄『天草時貞』一四八／四九頁。海老沢有道『天草四郎』一五五頁。

(7) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。

岡田章雄『天草時貞』一四八／四九頁。海老沢有道『天草四郎』一五五頁。

(8) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。

岡田章雄『天草時貞』一四八／四九頁。海老沢有道『天草四郎』一五五頁。

(9) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。

岡田章雄『天草時貞』一四八／四九頁。海老沢有道『天草四郎』一五五頁。

(10) 『寛政重修諸家譜』前掲 鈴木重成(前掲書 四一五頁)。

岡田章雄『天草時貞』一四八／四九頁。海老沢有道『天草四郎』一五五頁。

### 代官鈴木重成の民政

天草代官鈴木三郎九郎重成の民政は、富岡城下の下船津に陣屋を設置し、新井半弥・水原与三・右衛門・倉橋五郎左衛門の三名が元締となり推進した。しかし重成の民政についてはさらに領内の各所に居所を設け手代を配置していたものと思われる。

天草民政について、鈴木代官の行う当面の急務は、キリストン取締り

の強化を含めて幕府領としての乱後の在地掌握であることはいうまでもないが、それと同時に天領としての位置を強化するため遠見番八人を富岡・大江・魚貫の三か所に配置し、通詞一人を崎津に置いて海辺の防備と通商の任に当らせているのである。<sup>(2)</sup>また、荒廃した天草復興の一環として、幕命による諸藩よりの移民の受入、領内の仏教奨励策をあげることができるのである。

江戸幕府は、諸藩に対

し乱後の島原半島への移

民の割当を行い、「一万石につき一戸」の方針で復興を企図したといわれる。<sup>(3)</sup>この方策は島原藩のみではなく、同じく天草にも適用されており、寛永十九年七月、薩摩藩より三十戸、百五十五人、馬四十九匹、肥後藩より百七十人、馬二十四匹が強制入島しているのである。

この点、老中阿部対馬守



富岡代官所跡（苔北町富岡）

由達御耳、彼地近国之面々、領内ニ親子五三人茂有之、而其所之田畠不荒之地分者、壱人宛両地江百姓ニ相越候様ニと今度就出、其趣遣奉書候」とあることから、幕府は近隣諸藩の農民のなかから、家族四、五人がおり、田畠が荒廃していないうちでは、各家一人ずつ島原・天草両地方へ移民させる方針をとっていたことが明らかである。<sup>(5)</sup>しかし、大村藩においては、島原藩における作りどり、減免、經營助成の措置に便乗して大量な逃散を誘発しており、島原・天草周辺においては、乱平定後も不安定な社会状態が連続しているのである。

このように鈴木代官就任直後の天草では移民を加えて領内の旧来の諸関係を一掃し、新らたな復興計画が企図されたのである。したがって、まず移民の定住を前提としながら天草では、村の分合整理が行なわれ、第2表のように行政区画を十組八十六か村とし、村の上に組、組に大庄屋を設け、さらに年寄、百姓代を配して、組切による大庄屋制を確立し政令伝達の統一化を企図している。

また、重成が代官職に任せられると、すでに元和九年以来、病を得て落髮遁世し曹洞宗の僧籍にあつた、兄重三<sup>(4)</sup>（正三）を寛永十八年九月、天草に招き民心の動搖を仏教の帰依によつて安定させようとはかつたのである。<sup>(7)</sup>周知のようすに天草はキリシタン信仰の中心をなした地域であるが、幕府の直轄化するに及んで、一転して仏教の教化力に依存し民政の浸透をはかつたことができる。

重次・阿部豊後守忠秋・

松平伊豆守信綱連署による肥前国大村藩主大村丹後守純信宛の返書のなかに「一筆令申候、嶋原・天草両地之儀、従先年亡所ニ成、干今不作之

建立し、各寺に自著「破吉利支丹」を配布しているのである。このよう

第2表 天草領内 10組 86ヶ村の行政区画

組	名
大矢野	登立・中・上・阿・会津・今泉・内野河内・教良木・楠甫
岐	姫浦・二間戸・樋島・高戸・大道・御所浦・浦・棚底・宮田
柄	古江・湯舟原・河内・打田・馬場下浦・志柿・大島子・小島子・下津浦・上津浦・赤崎・須子・大浦
志	富岡・内田・志岐・上津深江・坂瀬川
井	荒河内・城木場・上野原・井手・下内野・二江
手	鬼池・御領・佐伊津・広瀬・本泉・下河内・新休・本村
御	本戸馬場・町山口・櫛宇土・食場・亀川・楠浦・大宮地・小宮地・大多尾
本	宮野河内・深海・久玉・牛深・魚貫・亀浦・早浦
久	久留・白木河内・平床・市瀬・津留・立原・中田・碇石・宮地舌・今・益田・一町田・(下田)
町	崎津・今富・大江・高浜・小田床・下津深江・福連木・都呂々
田	
大	
江	

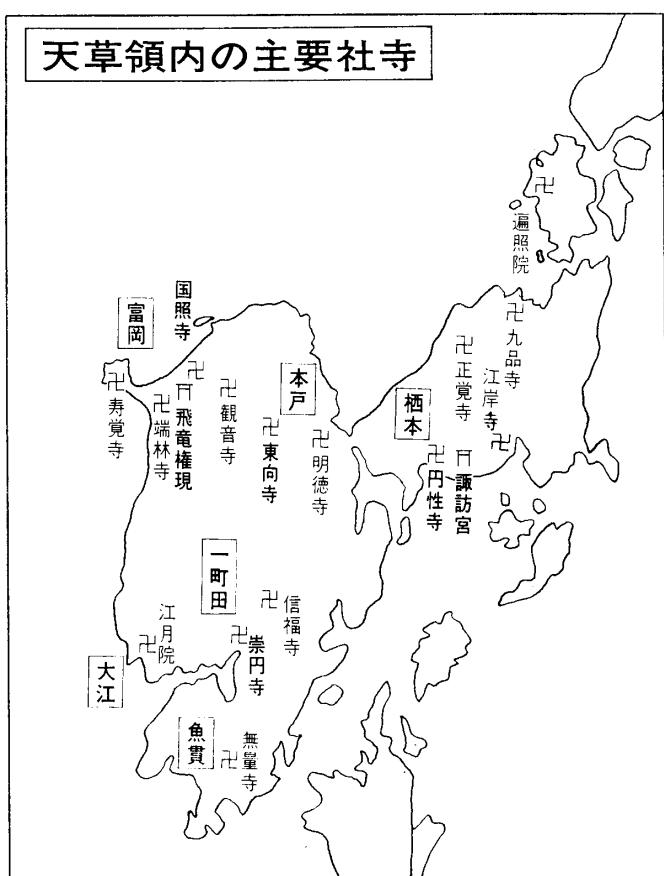
に重三は鈴木代官の民政を補佐し、化導に専心し、治教の実績を挙げたが、天草滯在三か年にして長崎を経由し帰国の途についている。

この重三に次いで、天草に招請されたのは、曹洞宗僧・庭融頼であり、島民教化のために天草西部を巡遊、国照寺・円通寺・瑞林寺・江月院・水月庵・阿弥陀堂・観音寺の七か寺を建立し、このため全島に曹洞宗が風靡する基礎を確立した。また国照寺二世丹山により、東明寺・観音院の二か寺を創建し、ここに領内の禅宗の位置を確固たるものとしたのである。なおこの時期に重成の民政を補佐したのは中華珪法であった。

珪法は重三が法兄として交った、石見国永明寺の名僧であるが、仏信に篤い重成の懇望によって正保四年七月十日、肥後国

豊岡に着き、ついで九月には天草富岡に至り、本戸村明徳寺に入つたのである。<sup>(9)</sup>これより先、三月には珪法は正覚寺を建立したとあるから、天草における珪法の活動は、この年から積極的に進められていったものと思われる。

即ち、同年七月二十五日には豊岡に「島原切支丹殉難者首塚碑」を建て、慶安元年五月には「島原原城首塚碑銘」を撰するなど、島原・天草の殉難者の供養を行うことにより民心を収攬しているのである。同年十一月、重成は代官の職権によつて東向寺を建立し、珪法を開山とし、十二月十三日には寺領安堵している。東向寺は天草曹洞宗の届指の名刹であるが、翌慶安二年には伽藍が落成している。<sup>(12)</sup>翌三年八月には、次のような東向寺縁起を撰し、江戸寺社奉行に提出しているのである。<sup>(13)</sup>



能忍界南胆部州日域西海道肥之後州天草郡三百石扶除之寺社者東照大權現三  
代之後胤征夷大將軍贈正一位源家光聖君創建靈場也、其旨趣者日本從百年前  
鬼理志丹之宗徒航海來、而以邪法邪法誑人民令入同宗純熟之後欲奪我國也、  
世人不知其邪心信此宗身心如鉄似石鳴乎現當人間之迷妄無如此宗昔年當國大  
守小西攝津守、其外國民以下總進此宗無殘余也、其生涯之行法者不敬仏神不  
除垢穢不行五節礼法不論曆日善惡破滅神社仏寺役倒仏像釈氏合國變作魔境  
矣、如是惡行雖年久尚改之無聖主、干時慶長五年子源家康尊君天下一統而立  
德立功經仁義緯文武深根固帶貽、其德於子孫普其恩於四海自是國富民豐也、當  
于茲時恐三寶衰墜惑万民迷倒撰探彼宗門之凶徒等不転宗旨者撲殺之變者、助  
其命繇此制禁我國安全而仏神再增威施德四海歌大平樂無為矣、彼宗門之殘党  
等外身雖變内心不転直面邪心、而始終不入戒行宗門故不信正法邪心增長也、茲  
時寛永十三丙子天草高来兩郡百姓欲奪國家之倍密意干晨干夕互通此丁日本  
鬼理志丹制禁之念五回也、翌年丁丑彼凶徒結企一揆燒払仏閣神社其勢三万  
七千余人推寄嶋原富岡両域數日雖攻鬪城闘堅固不動、即引退楯籠高来原城既  
欲覆國家斯時征夷君命伝西海九国之諸侯馳而向彼城郭一時攻落討捕數万頃高  
来天草長崎三處埋却之畢、自是國静民安郡中殘民等未知四恩厚重不敬仏恩神  
德故無弁現因來果只齊舍衛三億者乎、于越当郡職鈴木三郎九郎重成憫之此旨  
被達、天下聖聞東朝即命重成為迷民化度、且治世安民且為仏法興隆其願德不  
輕誠以可貴可重也、仰願繼斯善利帝道遐昌國土豐饒寺門鎮靜郡主武運長久子  
孫榮盛專冀縣裏村裏無回禄災水旱之憂戸戶富貴門門吉祥竊以台齡万歲天下太  
平寺家住持職比丘祈禱万民化度示誨不可怠慢者也、祝祝禱、于時慶安三年庚  
寅八月吉辰為江府寺社御奉行高覽鈴木重成使我記焉者也。

天草仏法開闢松栄山東向現住 中華叟珪法印

代官鈴木重成の民政については、とくに重三と共に天草地内の寺社の  
建立に鋭意努めているが、この間に各村に奉祀された社宮は、富岡の飛  
竜權現、栖本の諫訪宮を宗社とし、社宮は十五か所に及んでいる。また  
寺領は第3表のようになり、このうち、とくに曹洞宗東向寺・国照寺、  
淨土宗崇円寺・円性寺の四か寺の住職の権威はきわめて大きく、天草寺  
院の中核をなしていたといふことができるのである。

この書状は正覚寺の建立が正保四年であることから、恐らくこの時期  
における寺領十石の安堵に関連するものであろう。重成の民政について  
は、他に抱瘡の流行に対処し、才津・崎津・上村に医師を配置し、また  
「東垣十書」「本書綱目」二部宛を、先の四か本寺に備えておき、領民  
の保健や衛生思想の普及に努めているのである。<sup>(15)</sup>このように乱後の荒廃  
から復興に鋭意、取組んだ重成の民政は、曹洞宗を中心とする教化を精  
神的支柱として領内の安定策を促進させようと企図したものであるが、

第3表 天草領内社寺領朱印石高

寺	村	石高	寺	村	石高
寺	岡本休戸岐領村内岡野	10 7 50 12 45 12 13 3) 15 10	寺	本底江浦浦玉浦浦津岡	30 10 10 5 30 10 5 10 3 13
栖棚大河久河上才富	性岸月品円量福覺陀覺		寺	内内内内内内	
円江江九崇無信正阿寿			寺		
			寺		

重成は、天草における寺領  
接、各寺院住職を富岡に招き  
伝えられていたといえるの  
で、次の文書は上津浦村正覚  
寺に与えた書状<sup>(14)</sup>であるが、そ  
のことを示している。

三月廿日  
正覚寺 玉床下  
  
（花押）  
鈴木三郎九郎

一筆令啓上候、然者我等儀來  
ル廿六七日時分罷上候、就夫  
寺領并山境之儀相極候通可申  
渡候間、御太儀御座候共來ル  
廿三日ニ至富岡御着候之様ニ  
御趣可有之候、何も面上御暇  
乞可申候、恐々頓首

それがため兄重三および一庭珪法の存在が大きな位置を占めていたことはいうまでもない。

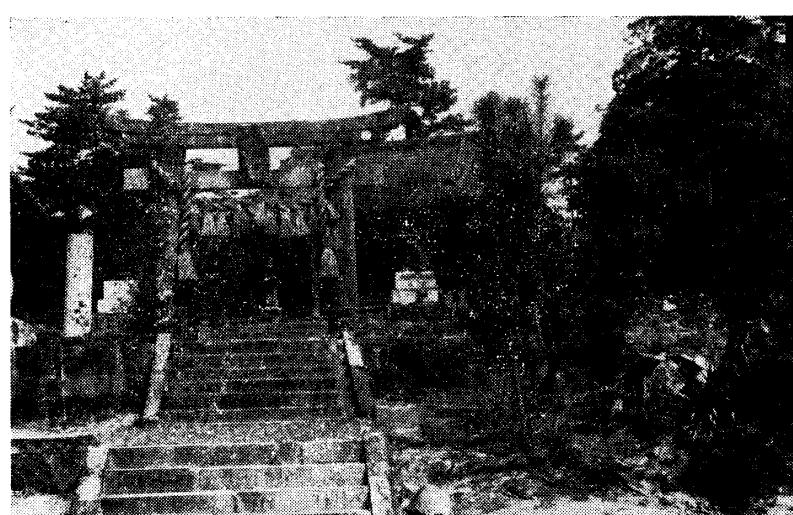
しかし、天草領民の低生産性からの解放は、必ずしも移住民の定着や領民の勤勉性のみからは解決されるものではなく、かえって天草の実態を無視した幕府権力の方向が、領民の生活を窮乏化させていったことができる。すでに藩政においては、総石高四万二千石を確定していったが、この表高に対し内高は二万一千石以下であり、実質的な生産力と表高の差はきわめて大きかったといわれている。重成は代官として、この矛盾の解決に、当然、直面しなければならなかつたのである。<sup>16)</sup>

また、幕府代官として鈴木重成は、しばしば江戸に赴き天草の実情について報告を行つていたらしく、次の文書は、このことを示している。<sup>17)</sup>

幸便可有御座と一筆致啓上候、其後者以書状不申入無念に存之外罷過候、御無事御座候哉、御留守之儀可為御苦勞与奉察候、拙者儀長々致在江戸、此比大坂へ至て罷上り候、於江戸肥州様切々得御意預熟意候、御子息お六様御目見被成、日出度奉存候御大慶之段奉察候、然者富岡御城破損之儀、見計修復可仕之旨被仰付候間、其段御在番衆へも御相談申修復仕候様ニと手代之者方へ申下遣し候、其元も御在番衆へ御差団候様可被仰遣候、拙者儀來夏彼地可龍覺悟ニ御座候間、其節万々可得御意候、恐惶謹言

拾月廿六日  
長岡佐渡守殿  
監物殿  
人々御中

鈴木三郎九郎  
重成（花押）

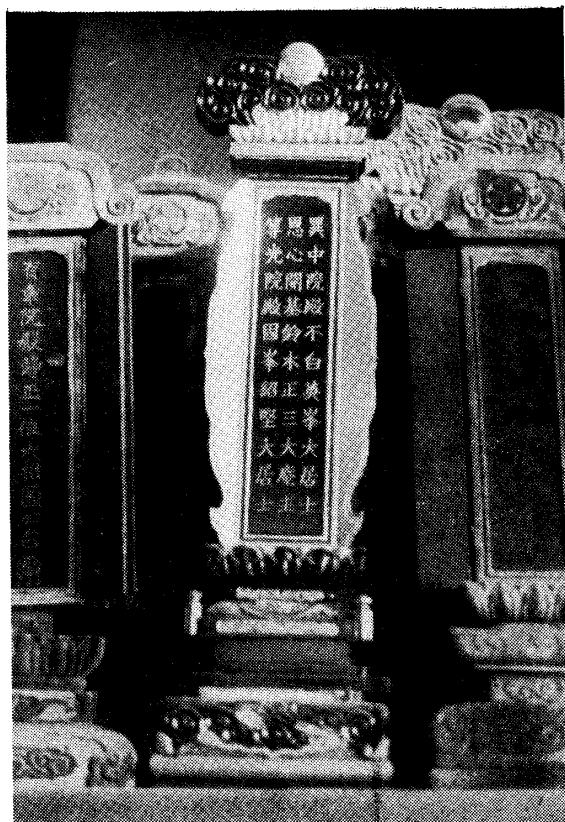


守・同監物に与えたものである。重成の江戸滞在の主目的は、恐らく天草の総石高半減を幕閣に上申することであつたと思われる。このことは、自ら仏教に帰依し、民政を担当する重成が、当然、実施しなければならなかつた最終的解決策に他ならなかつたともいえるのである。

しかし、幕府権力の確立過程における幕閣の中核においても、代官の上申により直ちに減石を許容することはできず、その決定は延引されたというものが実情であつた。代官鈴木重成は、承応二年、江戸へ赴き、天草の窮状につき報告しているのであるが、『寛政重修諸家譜』によれば「承応二年十月十五日死す。年六十六。法名英峯。<sup>18)</sup>

木神小日向の天徳院に葬る。」と記されている。しかし、事実はさておき、重成は減石が容易に実現されぬことを知り渡後事を託し江戸駿河台の自邸において自刃し果てたといわれており、幕府権力を行使する代官として、その民政の矛盾を死によって解決しようとしたのである。<sup>19)</sup>

この書状は、江戸へ赴いた重成から、天草の留守居を勤める長岡佐渡



鈴木重成・重三(正三)・重辰の位牌  
本渡市本町・東向寺

天草では代官鈴木重成の事績を顕彰し、重三・重辰を各村に合祀しているが、現在、本渡市本町の寺領と称する丘陵上には鈴木神社が建てられており、郡内の本祀として崇敬されている。社殿の右側には「鈴木明神伝」と刻した石碑がある。また、重成の自刃直後、折りから江戸に滞在していた中華珪法は、天草にもどる際、重成の遺髪を持参し東向寺領に埋め鈴木塚を築いたが、これが鈴木神社建立の機縁となつたといふ。なお、天草富岡の瑞林寺境内には、鈴木重成代官供養塔があり、自然石には「鈴木重成公供養塔 異中院殿 不白英峯居士 美仙心密惟 承応二癸巳十月十五日 于時承応三甲午春時正月、施主各合爪」と碑銘が刻まれている。本渡市本町の東向寺には鈴木重成・重三・重辰の位牌があり、また、江戸小日向、天徳院(曹洞宗)の重成の墓所は、明治四十年に同寺が移建されたため明確でないが、現在、東京都中野区上高田一―三―四、天徳院の過去帳には「異中院殿不白英峯居士」の法名が記載されている。

- (1) 松田唯雄『天草富岡懐古録』一八頁。なお御領村芳証寺は鈴木代官の茶屋跡といわれており、各地に茶屋や居所があつたとも思われる。
- (2) 松田唯雄 前掲書。一九頁。
- (3) 森克己「島原の乱後の移民政策」『日本歴史』第七七号。

- (4) 松田唯雄『天草近代年譜』
- (5) 藤野保「島原乱後の農民問題に関する一考察」『日本歴史』第八六号。
- (6) 松田唯雄 前掲書一八一―九頁。なお、この時制定された十組八十六ヶ村は、明暦三年に富岡町に置き、正保年中一町田村を分割し、下田村を設置した以外は、幕末に至るまで不变であった。
- (7) 鈴木重三については『寛政重修諸家譜』卷第千百五十五。松田唯雄、前掲書、「鈴木正三」。三七〇～三八〇頁参照。重三は、慶長五年閏ガ原戦に本多佐渡正信に従い出陣。この頃より下津間の多宝院、宇津(都)宮の慧林最乗寺に物外禪師を訪ひ、南泉寺大愚和尚につき參禪したいう。大坂陣には戦功により元和元年三月二十七日、知行三百石の朱印を下附された。元和五年大番となり、高木主水正組にて大坂城勤一年の後、翌六年宿志を遂げ落髮遁世した。時に四十二歳であった。重三は元和八年大和の法隆寺に投じ、後、三河国足助香積寺の台巖・本秀に帰依した。寛永九年、鈴木重成が上方代官就任の時期、三河国加茂郡石野村、石平山恩真寺を建立し、兄重三が住した。また、重三は重成の民政に助言も与えたといわれている。

- (8) 大久保道舟編『曹洞宗大年表』(昭和十年刊仏教社)二八四頁。「石平道人行業記并弁疑」
- (9) (10) 前掲書『曹洞宗大年表』二八九頁。「松栄山東向寺略縁起」「東向寺開祖実錄」「日本洞上聯燈錄」十二「続日本高僧伝」七「正覺寺住山記」。

- (11) 前掲書『曹洞宗大年表』二九〇頁。「肥後東向寺記録」「島原原城首塚碑銘」
- (12) 前掲書『曹洞宗大年表』二九一頁。
- (13) 松田唯雄『天草富岡懐古録』三八二頁。
- (14) 熊本県天草郡有明町、正覚寺所蔵文書。
- (15) 松田唯雄『天草富岡懐古録』二一頁。
- (16) 寛永二十一年十月十二日付、鈴木重成署名の楠浦村への「申年可納御年貢米之事」によれば、高三百三十五石五升九合の取米は七十五石六斗六升であり、二割二分二厘強となつてゐる。この内訳は、次の通りである。

(17) 本渡市立天草切支丹館展示史料。

(18) 『寛政重修諸家譜』卷第千百五十四、鈴木重成（『新訂寛政修諸家譜』第十七。四一五頁）。

(19) 松田唯雄『天草富岡懷古』錄二三頁。

内訳米取石斗升			合5	742
内訳米取石斗升	内訳米取石斗升	内訳米取石斗升		
石76	斗53	升9	2605	27
48	76	02	1239	17
6	80	57	4826	6
13	35	07		
41	56	4		
17	97	22		
33	52	9	7566	
96	52			
335	05	9		

### 代官鈴木重辰の民政

鈴木重成の死後、家督を相続したのは、養嗣子伊兵衛重辰である。重辰は『寛政重修諸家譜』によれば重成の兄重三の長男で「寛永九年めされて大歎院殿につかへたてまつり大番に列し、のち上総国

市原郡のうちにおいて、采地二百石をたまひ、其のち御藏奉行をつとむ。承応三年三月九日父重成に代りて天草の代官職となり、寛文四年四月九日山城国宇治郡のうちに於て三百石を加えられ、すべて五百石を知行す」とある。したがつて重辰は御藏奉行などの経歴を経て重成の跡を継ぎ、二代天草代官として在位九年にわたり民政を掌握したのである。

重辰配下の元締壱井市郎右衛門・佐藤助之進と共に、父重成の民政を踏襲し、仏教への帰依、殖産興業の保護奨励を推進したのであるが、また万治二年には舸子役を設置し、御用船に備える傍、海運の発展を企図している。各港における舸子の数は第4表のようになるが、ついで翌三年に

第4表 万治2年 村別舸子役人数

富岡	35人
二江	17
御領・大津・才津	27
亀川・楠浦・大多尾	24
湯船原・大島子	12
御所・二間戸・大道・樋島・高戸	101
牛深	44
中田	7
大江・崎津	32

は、高浜村の大野崎に遠見番所を増設し、番人二人を設け、密貿易の取締りを強化している。天領の拡充とともに、領内においては庄屋・年寄郷申合せ、多数の寄合や徒党を規制し、厳罰制を施き、訴訟の同道者の

の限定など、拘束を強化する方針を強めているのである。したがつて重

辰の民政においては、重成と同様、曹洞宗を中心とした仏教の布教を督励すると共に、僧侶を訴訟事務に干渉させることによって大庄屋の恣意的支配を抑制する方法をとっているのである。このため寛文元年には砥岐組の大庄屋棚底村八郎右衛門の改易を命じるなど領内の統制を著しく強化したといわれている。明暦二年六月二十三日には、珪谷が東向寺に在住し、寛文元年には同寺の梵鐘を鋳造していることから、珪法について珪谷が天草において活動したことが窺知できるのである。

重辰が天草各寺院と親交のあったことは、正覚寺に与えられた次の書状によつてもその一端を明らかにすることができます。

好便之間一筆令啓上候、先日者御越久々ニ而得御意大慶存候、御帰之時分御立寄無御座故御暇乞不申残念之至ニ存候、海上無異儀御下着被成候哉、承度存候、此方替儀無御座候間、可御心安候、然者木綿二端、扇子一箱致進入候、書状之印迄御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言。

鈴木伊兵衛

(花押)

正覚寺 侍者御中

一筆令啓上候、其元御無事ニ御座候由、珍重存候、此方相替儀無御座候間、可御心易候、然者御手作之薬被下添存候、相替儀無之候へ共、為御礼可申入如此御座候、猶期後音之時候、恐々謹言

五月四日

正覺寺 侍者御中

猶以御氣分如何御座候哉、無御元存候、其後者不得使、以書狀も不申入疎意龍過候、以上

幸便之間、一筆令啓上候、其元弥御無為可被成御座与珍重ニ存候、其後者致何角御物遠存候、此方相替儀無御座、拙者無異龍在候間、御心易可被思召候、將又有合候間、菓子一箱令進之候、恐惶敬白

鈴木伊兵衛

重辰（花押）

十月十一日

正覺寺 玉床下

配の方向を明確化していくものということができるものである。  
寛文四年、天領天草は、重辰の代官辞任と同時に、戸田伊賀守忠昌の入封により再び藩領に移行している。この支配替えは、総石高の確定に関連し、物成以外の雜税を再編成し、新たに領主財政の増加を目的的とするものであったことは、寛文十一年以後、天草が再び幕末まで天領として幕府直轄下に置かれたことからも明らかである。

注(1) 「寛政重修諸家譜」第千百五十五(「新訂寛政重修諸家譜」第十七四一七頁)。

(2)(4) 松田唯雄『天草富岡懷古錄』二四頁。

(3)(5) 松田唯雄『天草富岡懷古錄』二五頁。

(6) 大久保道舟編『曹洞宗大年表』三〇三頁。「東向寺鐘銘」

向寺梵鐘銘

(7) 熊本県天草郡有明町、正覺寺所蔵文書。

(8)(9) 松田唯雄『天草富岡懷古錄』二四・二五頁。なお、天草の万治一年の人口は、一万六千余人。

### おわりに

代官鈴木重成の民政上の成果は、初代代官鈴木重成が達成できなかつた。天草領内の減石の実現である。幕府代官として厳格な領内規制を強化した反面、重辰の減石上申は、天草民政促進の基本的条件として要請したものといえるのであるが、万治二年の領内検地において、ついに幕府は総石高半減の二万一千石を容認したのである。<sup>(8)</sup> 同年の検地石高は、以後の天草の基準石高となり幕末までに至っていることは、幕藩体制確立過程における、天草領内の村高の確定を示すものであつた。しかし、こうした幕府の行政的措置は、必ずしも全面的な農民負担の軽減をはかるものではなく、減石にともなう取箇(税率)の引上げ<sup>(9)</sup>は、相対的年貢負担の軽減の形をとりながら、小農民の掌握を企図する、幕府権力の在地支

以上、幕藩体制の確立過程において成立した天領天草について、初代代官鈴木三郎九郎重成、二代代官鈴木伊兵衛重辰の民政を通して考察を加えてみた。島原・天草の乱後における幕政上の拾収策は、老臣松平伊豆守信綱の献策によることが大きかつた。結局、幕府権力の在地浸透は、天領拡充の線に沿って軍事的・民政的にも天草領内の直轄化が、当面の急務となつたことはいうまでもない。しかし、この場合、一般の天領成立にともなう代官の任用と異なり、天草の特殊性を背景として鈴木重成が任命されたことに注目すべきである。初期代官は、地方功者として年

貢請負人的性格を示していたところに特徴づけられるが、乱後の荒廃から復興を企図する天草天領の民政は、むしろ砲術家として出陣した重成によつて天草の実情を把握し、仏教の教化力によつて貫徹を企図したものといえるのである。

代官とは幕府権力と民衆の接点に位置するものであり、その動向は領民の死活を直接掌握する存在である。幕吏として鈴木代官の当面の課題は、上方代官の経歷に基き、混乱した領内を他藩よりの移民の定着によつて、幕府の支配秩序の下に再編成させることであった。即ち、キリスト教徒による貿易統制を背景に、天草領内の寺社建立と兄重タン制圧と鎖国による思想的統一、三・一庭・珪法らの招聘による仏教曹洞宗の教化力による思想的統一大庄屋制による近世村落の秩序と農民上層部の掌握を企図したということができるのである。

も、領内統制の一層の強化をはかつていったのである。しかしながら、万治二年、領内総検地による天草総石高二万一千石への減石は、幕府の初代鈴木重成の上申に発する天草民政解決策への容認を示すものであつたといえる。また、そのことは、幕政の発展段階において年貢の相対的軽減による一定の剩余部分が、農民に許容されたことを示すものであつた。かくして島原・天草の乱後、荒廃と犠牲のなかから、天草領内には小農民經營を中心とした近世村落の結合が実現されていったのであるが、寛文四年、鈴木代官の辞任による、天草の戸田伊賀守忠昌の藩領への支配替えは、このように、総石高の減額により成立した天領農民の剩余部分を新らたに雜税の強化によって規制する新段階への移行を示したものといえるのである。

**付記** 成稿に当り、岡部禪竜氏、また天草調査の際に御高配を頂いた金子清士・浜名志松・亀子俊道の諸氏、本渡教育委員会・天草切支丹館の方々に厚く謝意を表するしだいである。

このように仏教への深い帰依を通して民政の推進をはかる重成にとって、領内の商品流通を幕府権力によって吸収するとともに、総石高と土地生産力の不当な関連は、やがて代官としても当然、解決しなければならぬ重要な課題となつたのである。幕政の忠実な行使を強制される地方行政官が、一転して領内農民への寛容性を示すのは、民衆の立場に立つ仏教思想に基づくものと思われるが、全剩余労働の収奪を企図する初期幕政の段階においては、本来の代官の職権を逸脱するものであつたことはいうまでもなかつた。この点からも、重成の自刃は幕藩制社会における幕吏のもつ矛盾の必然的帰結に他ならなかつたといえるのである。

初代天草代官鈴木重成の民政は、二代代官鈴木重辰によつて基本的には踏襲されていった。重辰は、仏教への帰依を民政への支柱としながら